

松下国際財団 研究助成

研究報告

【氏名】 大島梨沙

【所属】(助成決定時)北海道大学大学院法学研究科

【研究題目】

カップルによる自律的關係形成と婚姻法・契約法—日本法とフランス法の比較を中心として

【研究の目的】

本研究は、多様なカップル形態が存在する現代の日本において、各カップルが自律的に自分たちの関係を形成する法律上の可能性とその限界の理論的根拠を提示することを目的とするものである。

今日、多様なカップル形態が存在しているのに対し、カップル関係を取り扱う法は、日本では、婚姻法しか存在せず、婚姻の届出をしていないカップルであっても、事実上夫婦と同様の生活をしている場合には、婚姻法規定が準用されるという手法(準婚理論)で法的対応がなされてきた。しかし、「事実上夫婦と同様の生活」をしているか否かの認定は、カップル形態が多様化した現代では困難であり、安定的な解釈を維持することが難しい。他方、婚姻法・準婚理論の手法では、婚姻法の条文に規定されていない内容を、当事者が自律的に合意して、関係形成していく場合への対応ができない。このような場合については、一般的な契約理論で対応可能とも考えられるが、「カップル」という関係の特殊性からくる限界や、婚姻法規定との抵触の可能性など、その特殊性の検討が不十分な状況である。本研究は、日本とは対照的な手法をとるフランス法と比較しながら、現行日本法の枠組みの中でのカップル間契約の可能性とその限界を提示するものである。

【研究の内容・方法】

カップルによる自律的關係形成を考察するうえで不可欠なのが、婚姻法の検討である。婚姻法がカップルを扱う主たる法律であり、婚姻したカップルの自律を制約する法規定が存在するのみならず、その規律が非婚のカップルにも公序として及ぶ可能性があるからである。そこで本研究では、日本の婚姻法を考察するにあたり、対照的な婚姻法をもつフランスとの比較分析を行う。フランスでは、革命前のカノン法(教会法)における議論から、革命期の婚姻の性質をめぐる対立、そして近年の同性婚論議に至るまで、婚姻に関する議論の蓄積があり、日本法にも一定の示唆をもたらすと考えられる。また、厳格な婚姻成立方式や細かな夫婦財産法制をもつうえ、婚姻以外にパックス(民事連帯協約)という独自の法制をもつなど、フランス婚姻法のあり方は日本とは大きく異なっている。こういった両者の違いを考察することにより、カップルの自律的關係形成に対する日本婚姻法の特徴を明らかにすることが可能となる。

他方、婚姻法の枠組みによらずにカップルが自律的關係形成をするのであれば、その道具となるのは契約であると考えられるため、契約法の考察を行うこともまた必要である。この際にも、フランスと比較することが一定の示唆を与えるものと思われる。そもそもフランスでは、革命以降、婚

姻さえも民事上の「契約」であると定義したうえで、一般的な契約と異なる特殊性が指摘されるなど、カップル関係を契約という観点から分析することが古くから行われている。近年創設された、二者間の共同生活形態であるパックスも、契約の一種とされている。夫婦財産契約に関する議論も革命以前からなされている。加えて、非婚カップルの契約についても論じられ、実際に契約を利用するカップルも見られる。これらにおいて展開されるフランスの理論を、日本契約法下で応用することは十分に考えられる。しかし、その際には、両国における契約法および婚姻法の違いがもたらす影響を考慮する必要があるといえよう。

【結論・考察】

研究の結果、フランスと比較した場合、日本におけるカップルの自律的關係形成は、一面ではより自由であるものの、一面ではより不安定であることが明らかになった。

フランスよりもカップルの自律的關係形成が自由であるというのは、日本法の明文上での規制（制約）の少なさに由来するものである。フランスでは、例えば婚姻法において、夫婦間で取り決めることのできる内容やその手続などが法定されていることが多く、逆に言えば、それに反する取り決めをすることができない。また、契約法においては、人格を処分するような契約は締結できないなどの一般規定が存在する。日本では、そのような法規定がフランスよりも少ないため、カップルの自律的關係形成の可能性はより広いことになる。

しかしながら、上記の点は、カップル間でなされた合意（取り決め・契約）の実現の場面では、フランスの方がより安定的であるということの意味する。つまり、フランスでは、法律に従った形式・内容でなされたカップル間の合意は尊重され、その実現にも制度的な担保がされていることが多いのに対し、日本では、カップルがその合意を実現しようとした段階で、当該合意が有効であるかが争われたり、制度的な担保が用意されていないために現実にその履行を受けることが不可能であったりするるのである。

以上を踏まえたうえで、日本における具体的解釈論を展開するには、さらなる研究が必要である。これを今後の課題としたい。